

第1回港区区政会議福祉部会 議事録

- 1 日 時 令和元年6月24日（月）午後7時～
- 2 場 所 港区役所2階集団検診室
- 3 出席者（委員）大西委員、香山委員、古島委員、眞田委員、新藤委員、
萩原委員、平尾委員、藤原委員、松尾委員、横田委員
（オブザーバ）港区社会福祉協議会 加藤事務局長
（港区役所）筋原港区長、遠藤港区副区長、藤田総合政策担当課長、
中村保健福祉課長、瓦子育て支援担当課長
朝間生活支援担当課長、高安窓口サービス課長、
橋本保健福祉課長代理、太田保健福祉課長代理、
上野保健副主幹、峯生活支援担当課長代理
- 4 議 題 平成30年度の施策・事業の評価について
平成31年度の取組について
その他

○橋本保健福祉課長代理 本日はお忙しいところ、また夜分にかかわりませず、ご参加いただきましてありがとうございます。

定刻を少し過ぎましたが、ただいまより港区区政会議福祉部会のほうを始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます港区役所保健福祉課長代理の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、筋原区長から一言ご挨拶をさせていただきます。

○筋原区長 皆さん、こんばんは。到着が遅れましてすみませんでした。

今日は、本日、この時間のお忙しい時間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の区政会議の福祉部会、昨年度の平成30年度の振り返りと、それから今年度、令和元年度の取組についてご説明をさせていただきます、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

それからあと、今週木曜日からいよいよG20の大阪サミットがございますけれども、早朝から深夜まで阪神高速も止まりますし、下道も車でいっぱい、G20で全国から警察、機動隊が集結して、みなと通、中央大通、ずらっと警官の方が並んで、職務質問をかけるのでなかなか外出もままならないという状態とお聞きをしまして、全てはテロ対策のためでございますので、とにかく人が集まる場所はテロの標的になる可能性があるということです、区民の皆様方にもこの4日間は人の集まるところに行かないでくださいと。特に子どもさんなんかは人の集まるところに行かせないでくださいということをお願いを申し上げております。非常にご不便をおかけしますが、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の福祉部会、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○橋本保健福祉課長代理 ありがとうございます。

続きまして、現在の部会の開催状況をご報告させていただきます。

委員の出席状況ですが、委員の定数が16名のところ、ただいま9名のご出席を賜っておりますので、本会は有効に成立しております。

なお、港区地域調整チーム障がい者支援専門部会の代表が変更となりました。今回より、岡委員にかわり、藤原委員のほうが出席されておりますので、ここでご報告させていただきます。

また、本会議は公開となっております、後日、会議録を公表することとなっておりますので、会議の内容を録音させていただきます。ご理解、ご協力のほうよろしく願いいたします。

なお、マイクを通していただくと録音状態が非常によくなりますので、ご発表の際には必ずマイクの使用をよろしくお願いいたします。

配付しております資料につきましては、それぞれ説明の際に使用します資料につきましてご案内させていただきますので、それらの資料がお手元にない場合は、その時点で挙手をいただければ、事務局よりその都度お持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

ここからの進行は大西議長にお任せしたいと思います。大西議長、よろしくお願いいたします。

○大西議長 皆さん、こんばんは。議長の大西でございます。

お昼のお疲れのところ、区政会議にお出ましをいただきまして、どうもありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、ぜひともこの福祉部会での建設的なご意見を述べていただくとともに、他の方のご意見にいつも耳を傾けていただきながら、活発な議論をしていただきたいと思います。

それでは、早速議題に入ります。

まず、第1番に平成30年度の施策・事業の評価について、2番目に平成31年度の取組について、以上2案件を事務局より説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○中村保健福祉課長 保健福祉課長、中村でございます。座らせていただいてご説明させていただきます。

それでは、私、中村と瓦、峯が議題の（１）平成30年度の施策・事業の評価について、それぞれの担当する事項をご説明申し上げます。

資料としては、事前に配付資料として本当にたくさん送らせていただいているところなんですけれども、前方のパワーポイントを御覧いただければと思います。

なお、当日配付しているこのパワーポイントを印刷したものもご用意しておりますので、見にくい方は、ちょっと今日は画面が小さいですので見にくいかも知れませんので、これをご参照いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、始めさせていただきますが、このパワーポイントは、平成30年度港区運営方針

の重点的に取り組む主な経営課題の3、「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」及び経営課題の4、「『子どもの学び』と『子育て世代』を応援するまちづくり」のうち、保健福祉課が担当する箇所となっております。

なお、これら30年度の実行計画はおおむね今年度も引き続き取り組んでいくものでございますので、議題の（2）平成31年度の実行計画についても一括してのご説明とさせていただきます。

すみません、用語といいますか、資料が令和元年度ということで書かせていただいておりますので、そこはご容赦いただきたいと思います。

それから、パワーポイントの右下のほうに、めくっていただきますと2ページから数字が打ってありますので、それを何ページと申し上げたときにめくっていただければと思います。

そしたら、2ページをめくっていただきまして、福祉・保健・子育ての5つの戦略として、地域福祉の推進、地域包括ケアシステムの構築、セーフティネットの充実、健康寿命の延伸、子育て世代の応援を挙げております。

次、3ページ、まず、地域福祉の推進であります、令和元年度の目標として、「地域福祉活動が活発に行われている」と答えた区民の割合を平成28年度現況値の3ポイント増にするとしておりますが、昨年度は35.8%と少し率を減らしております。

なお、前回もご説明させていただきましたが、ここで令和元年度の目標となっておりますのは、区の実行計画の大きな柱となる戦略の目標は、現在の港区まちづくりビジョンや港区地域福祉計画の期間が満了する令和元年度末に合わせているためでございます。

次、4ページ、この地域福祉の推進の具体的な実行計画として3点ございます。

次、5ページ、具体的実行計画の1つ目、地域福祉活動計画の推進支援ですが、平成30年度の目標としては、区社会福祉協議会とともに全11校下で新しい地域福祉活動計画が策定されますよう、区役所としても側面から支援をさせていただき、全校下で策定をされております。

また、活動の担い手の発掘・育成のために、活動の担い手同士の連携強化につながる講演会を昨年9月21日に、くらしのサポートコーナーと区社会福祉協議会、また区役所が合同で開催したところです。今年度の目標は、「身近な地域福祉活動計画について知っている」と答えた区民の割合70%以上としておりまして、各地域で策定された地域福祉活動計画を広報みなとの特集号、7月号で紹介しますほか、地域福祉の活動の担い手同士の連携強化を目的とする講演会を9月13日金曜日に開催をする予定をしております。これの7ページの左のほうなんですけれども、まだこれは出ておりません、広報みなと7月号に掲載予定の各地域の地域福祉活動計画でございます。右のほうが昨年に開催いたしました講演会のチラシでござ

います。

次、7ページ、次に具体的取組の②高齢者等要支援者の見守り支援でございますが、これにつきましては、港区として区社会福祉協議会さんに委託している地域福祉サポート事業と大阪市が委託している要援護者の見守りネットワーク強化事業の2つの内容を記載しておりますが、目標としては地域福祉サポート事業の内容となっております。

地域福祉サポート事業は、皆様ご案内のとおり、地域見守りコーディネーターを区内全11校下に配置し、相談や一時的援助、専門支援機関へのつなぎに加えて、住民の皆様の支え合いで解決可能な生活ニーズに対応するためのマッチングとともに、地域のさまざまな業種の事業者の方にもご協力をいただきまして、日常業務や日常生活の中で高齢者等の要援護者を見守っていただき、こうした取組によって地域の見守り体制の充実を図っております。平成30年度の目標は、要援護者からの相談延べ件数3,900件としていたところ、実績4,771件でした。今年度は相談延べ件数の目標を4,400件としております。

左のほうが昨年の広報みなとの9月号で、福祉における相談窓口の紹介の記事でございます。右のほうが見守り相談室のチラシとなっております。

次、9ページ、具体的取組の③認知症支援ネットワークの充実でございますが、早期診断、早期対応の仕組みづくりのための各種会議を開催するとともに、研修会や講演会などの啓発活動に取り組みました。

平成30年度の目標としましては、地域包括支援センター運営協議会のメンバーへのアンケートで、「認知症支援のための関係機関の連携が進み、早期発見、早期診断の仕組みが機能している」と答えた人の割合80%としておりましたが、実績86.2%と目標は達成しております。

10ページがみなとオレンジチームのチラシ、それから昨年度開催いたしました認知症に関する講演会のチラシを載せております。

次、11ページです。次に、地域包括ケアシステムの構築でございます。今年度の目標として、「在宅での緩和ケア、看取りは可能であると思う」と答えた区民の割合を55%以上にするとしておりますが、30年度、少し率は上がりましたが、29.1%となっており、今後一層の広報・啓発をしていく必要があると考えております。

地域包括ケアシステムの構築は、具体的な取組としては1項目だけ、在宅医療・介護連携の推進ですが、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供できる体制づくりのため

に、会議や専門職向け研修会、専門職による自主勉強会、一般向け講演会を開催し、専門職同士の連携強化と広報に努めたほか、区内医療機関、歯科医院、薬局、また介護サービス事業所の一覧を作成し、区ホームページに公開したところです。

30年度の目標は、在宅医療・介護連携事業に対する満足度で「満足」の答え70%としておりましたが、実績76%と目標は達成しております。今年度はより連携の状況を可視化、見える化できる目標として、居宅介護支援事業者連絡会に加入している事業所のケアマネジャーさんが介護職から医療職への情報伝達シートというのをお渡しするということになっているんですけれども、「使ったことがある」と答えた人の割合50%以上としております。

次、14ページです。セーフティネットの充実でございます。今年度の目標として、「保健福祉や介護に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合を60%以上にするとしておりますが、30年度38.4%と率を落としております。この点につきましても、今後、区役所もそうですが、関係機関の周知・広報に努めてまいります。

セーフティネットの充実の具体的取組として、7点挙げております。16ページです。

具体的取組の②乳幼児発達相談事業の強化ですが、発達障害に関する心理相談員による相談に取り組んだ結果、平成30年度の目標、「相談できる場を利用したことで不安が軽減された」と答えた養育者の割合は91.6%と目標は達成しております。

瓦にかかります。

○瓦子育て支援担当課長 子育て支援担当課長、瓦でございます。続いてご説明させていただきたいと思います。

どうぞ前のほうを御覧ください。

発達障がい児の養育者支援ということで、発達におくれや偏りのある子どもの子育てに係る相談事業といたしまして、NPO法人チャイルズに親御さんへの面談を通して相談やアドバイス、情報提供をしていただいております。チャイルズは障がいのある児童の養育者でつくられたNPO法人でございます、同じ立場の親同士が交流する場にもなっており、仲間同士が共感し合えるという意味でピアカウンセリングと呼んでおります。年に7回なんですけれども、カウンセリングで1回に二組の方に相談を受けていただいて、あと年に1回講演会を開催し、また、その年にピアカウンセリングに来られた親御さんたちの交流会等も開催しております。

目標といたしましては、「相談できる場を利用したことで不安が軽減された」と答えていただいた養育者の割合を70%以上としておりまして、今回、全ての方、100%のご回答をいた

だいているところでございます。

なお、先日、5月30日に子どもの発達が気になる保護者のための講演会を開催いたしましたし、新聞社に取材をいただきました記事も本日の添付資料につけておりますので、また御覧いただければと思います。

すみません、次に移ります。

児童虐待の防止・DV被害者の支援でございます。

虐待を受けている、また、おそれのある子ども等の要保護児童の早期発見や適切な支援、また保護等を図るために要保護児童対策地域協議会、要対協と略して申しておりますが、要対協におきまして公的な関係機関が集まり、毎月1回実務者会議を開催しております。その場では、児童虐待のケースの情報共有ですとか、これまでどういう対応をとってきたか、また、今後の支援方針等を協議いたしまして、虐待ケースのリスク管理を行っております。また、区内の子育て機関や団体、グループ等で連携いたしまして、地域の身近なところで相談ができる体制を整えまして、それが虐待の予防、早期発見につながるよう努めてまいりました。

目標といたしましては、今年の1月に関係機関等が集まる講演会を開催した折のアンケートで、「虐待防止や子育て支援への理解が深まるとともに子育て支援室が児童虐待の早期発見・防止のために相談と連携の機能を果たしている」とお答えいただいた割合が80%以上を目指すところ、実績93%の結果となりました。

○中村保健福祉課長 次、19ページでございます。

具体的取組の5点目、障がい者・高齢者虐待の防止の取組ですが、関係機関と連携した発生防止や早期発見、迅速・適切な対応のためのサービス利用調整会議等を随時開催してきましたが、地域団体や関係機関を対象とした講演会を1回開催させていただきました。

平成30年度の目標として、連絡会議のメンバーに対するアンケートで、「関係機関との連携により虐待事案の早期発見、迅速・適切な対応が行われている」と答えた方の割合80%以上としておりましたが、実績、ぎりぎり80%と目標を達成しております。

峯にかわります。

○峯生活支援担当課長代理 生活支援の峯です。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

パワーポイント、本日配付しています資料では21ページ、22ページ、あわせて御覧になっていただければと存じます。

前後して申しわけありませんが、パワーポイント資料22ページを御覧ください。

港区におきましては、平成27年度から生活保護に至る前の段階での生活に困窮する方に対する支援のための相談窓口といたしまして、区役所2階にくらしのサポートコーナーを設け、生活全般における困り事の相談を受け付けております。窓口では、相談員が相談されるご本人の同意を得て、生活の自立に向けて支援プランを策定し、ご本人への援助を行っています。

次に、21ページに戻らせていただきます。

30年度の新規相談受付件数、支援プランの策定数につきましては、新規の相談受付件数は328件、支援プラン策定数は81件でございます。令和元年度の目標としましては、関係機関との事例報告、意見交換会を実施するとともに、支援調整会議における関係機関の参加によるプラン策定の割合を30%以上と設定したところでございます。

なお、昨年、30年度の実績でございますが、外部の関係機関と連携した支援調整の割合は、プラン策定ケース81ケース中41ケース、割合にして50.6%と目標の30%を上回っており、また、関係機関との事例報告、意見交換会につきましては2回開催し、目標としては達成と考えているところです。

一方で、これはパワーポイントの資料にはございませんが、このくらしのサポートコーナーを設置している根拠となる生活困窮者自立支援法ですが、昨年10月1日付で改正がなされました。今回の改正のポイントは3点ありまして、1点目は、生活困窮者の定義であります。経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれの原因を就労・心身の状況のみならず、いわゆるひきこもり、社会からの孤立といった地域社会との関係性、その他の事情を踏まえるように明確化したところであり、法的にもこういう背景を踏まえた支援を行うよう明記されたところです。

2点目は、自治体の部局で生活困窮者と思われる方を発見した場合は、積極的に区の生活困窮者自立支援の窓口、港区ではくらしのサポートコーナーを紹介し、相談に行くよう勧奨することを努力義務としたところです。

3点目ですが、くらしのサポートコーナーでは、今までも地域包括支援センターなどの機関から生活に困窮されている方の相談をつないでいただき、相談されている本人の了解を得て支援を行っていますが、今回の改正でさらに踏み込んで関係する機関で把握している生活困窮と思われるケースの情報共有や支援に関する地域資源のあり方などを検討する会議を設置できるようになり、当区においても本年5月に支援会議を設置しました。

今後も皆様のお力をお借りしながら、くらしのサポートコーナーにおける支援をよりよい

ものとなるよう努力していきたいと思います。

私からは以上です。

○瓦子育て支援担当課長 すみません、たびたび報告者がかわりまして。続きまして、次、こどもの貧困対策の推進について説明させていただきます。

こちらは大阪市の平成30年度からの事業でして、モデル7区のうちの1区といたしまして大阪市こどもサポートネット事業という名称で港区が実施いたしました。課題を抱える子どもやその世帯を発見しまして、学校と区役所、地域が連携して総合的に支援を行うというもので、そのために新たに配置いたしましたこどもサポート推進員やスクールソーシャルワーカーにより、教育分野と関係機関による福祉分野の支援につながったケースを目標80件に対して92件で目標達成しております。

なお、こちらの事業につきましては、後ほど詳細を報告させていただきたいと思います。

○中村保健福祉課長 では、24ページのほうを御覧いただきたいと思います。

次に、健康寿命の延伸でございますが、目標として「週に2日程度以上運動を行っている」と答えた区民の割合を75%以上にするとしておりますが、30年度は若干率を上げたところですが、49.2%と目標には至っていない状況です。

25ページを御覧ください。

また、各がん検診の受診率と特定健康診査の受診率アップを掲げておりますが、これは現時点で平成30年度の結果は出ておりません。11月ごろになる予定でございます。

次、26ページ、健康寿命の延伸ですが、具体的取組として2項目あります。2項目とも目標未達成となっております。

27ページです。

まず区民の健康増進ですが、30年度の取組としては、11月の港区健康月間の取組やいきいき百歳体操の支援を始めとする地域での運動、健康づくりの知識の普及・啓発に努めました。平成30年度の目標として、健康月間中に健康づくり支援の取組に参加した区民の人数が平成28年度参加者数、これは2,091人参加いただいたわけなんですけれども、20%増しとしておりましたが、実績1,216名と大幅に減る結果となりました。原因といたしましては、これまで多くの方々が参加されていた団体の実績報告が大幅に減少したということが要因になっております。

ちなみに参加協力団体数は30団体と、29年度25団体から5団体増やしております。我々もずっと右肩上がり参加団体が増えていくと人数も増えていくだろうというような甘いとい

いますか、見通しをしておりましたので、目標としては今回達成できず、目標の設定自体を変更するレベルになりましたので、今年度は区民モニターアンケートにおきまして、「健康づくりに取り組んでいる」と答えた区民の割合50%と変更させていただいております。

次に、がん検診・特定健康診査の受診率の向上です。28ページでございます。

各医療機関での受診啓発依頼を始め、広報みなとへの掲載や区広報板のポスターによる周知啓発、区役所窓口での受診勧奨、1階行政モニターでの周知啓発に取り組みましたが、平成30年度の目標の保健福祉センターで実施する全がん検診の充足率80%以上につきましては、57.2%と目標を達成できませんでした。特定健康診査については、29年1月末現在の受診率の0.3%増しとしておりましたが、これは0.4%増しとなって目標は達成しております。

次、29ページでございます。

目標未達成の原因といたしましては、平成29年10月から取り扱い医療機関におきまして、胃内視鏡検査によるがん検診の受診が可能となりましたが、以降、胃がん検診の申し込みがあった際に胃内視鏡検査の情報を提供した結果、医療機関での胃がん検診の希望者が多数あって、保健福祉センターで実施する検診の減少傾向が続いております。また、大腸がん検診は、受診できる医療機関が区内に多く存在しており、近くのお医者さんで受診されていると考えられます。これも目標の設定を変更するレベルとなりましたので、今年度は保健福祉センターで実施する肺がん・乳がん検診を合わせた充足率80%以上としております。これにつきましては、保健福祉センターで実施しておりますが、区内の医療機関で受診できる医療機関が少ないという、この肺がん・乳がん検診の受診者を目標とする趣旨でございます。

いずれにいたしましても、30ページにありますように、港区のがん検診受診率は、大阪市の中でおおむね低い状況でございます。今後とも各がん検診の受診率向上のために皆様方のお知恵もお借りしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○瓦子育て支援担当課長 すみません、続きまして、戦略5の子育て世代の応援についてご説明させていただきます。

目標と定めております数値が「子育てしやすい」と答えた子どもを持つ20代から30代の区民の割合を72%に定めているところでございますが、年々少しずつ数値は上がっているところでございますが、30年度で57.7%ですので、もう少し率を上げていくというところを目指していきたいと思っております。

もう一点が待機児童の数をゼロにするということで、これはその年によって変化が、2名、ゼロ名、3名、5名というふうに、昨年度5名という多い数になっているところでございま

す。

取組は3つ定めておりまして、その中の一つといたしまして、保育所待機児童への対応ということで、ゼロ歳から2歳の低年齢児の入所枠を確保するために、小規模保育事業所と呼ばれる保育施設整備の公募を行いまして、区内にございます社会福祉法人等に対しまして保育所の入所の保留児童の状況ですとか、待機児童の状況を説明させていただき、事業所整備の必要性の説明も行ってまいりましたが、残念ながら開設のほうに至りませんでした。

なお、6月1日現在の港区におけます待機児童の数は3名で、その3名は全て障がいがあるお子さんになっておりまして、対応するためには保育士の追加の配置、加配が必要となっているところでございます。

現在、待機児童の対策につきましては、市長をトップとしました待機児童解消特別チームというのを全市的に取り組んでいるところなんですけれども、なかなかこれも全国的にも保育士不足というところは大変課題になっているところでございまして、全国的に保育士の有効求人倍率が全国平均3.38に対しまして、大阪市は5.13ということで、他の都市よりも高い数値になっているところで、本当に保育士不足というところが深刻なところでございます。

そのための取組としまして、いろんな方策を検討しているところなんですけれども、例えば保育士の加配、港区も待機児童である障がいのある児童の対応としましては、保育士の加配が要るんですけれども、なかなかそこが厳しいということで、一定の研修を修了しましたら保育所のほうに勤務していただける子育て支援員の活用なども今検討しているところでございまして、なかなかこの問題は区だけで解決するのが難しいところでございますが、この区の実情も局に伝えながら、大阪市の動きと連携しながら保育所待機児童への対応を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、子育て支援情報の提供についてご説明させていただきます。

子育て家庭をサポートするために、さまざまな子育て支援情報を的確に必要なご家庭に届けていくということが必要なわけでございますが、本日の添付資料でつけさせていただいております区の広報紙での子育て支援に係る特集号ですとか、楽育子育てマップを作成いたしましたり、また、毎月ございます乳幼児健診の際には子育て相談や情報提供等を行っているところでございます。目標としまして、評価の数値として子育て情報に関するアンケートを実施いたしまして、「役に立った」とお答えいただいた区民の割合が97%ということで、目標は達成しているところでございます。

次ですが、子育て相談機関による支援の充実でございます。

現在、区内にございます子育て相談機関がそれぞれにさまざまな工夫を凝らして子育て情報を発信していただいているところではございますが、今後、なお一層のその関係機関の連携を図りまして、子育て情報を的確に確実に届けていくとともに、地域の身近なところで気軽にご相談いただける体制をさらに充実させていくことも必要があるかと思っています。また、区内のそういった支援機関が相談を受ける力を一層スキルアップさせていく必要もあると考えているところではございます。

具体的取組としましては、区の子育て支援室、子ども・子育てプラザ、子育て支援センター、はっぴいポケットみ・な・とのこの4者で毎月会議を開催いたしまして、さまざまな情報交換や気になるお子さんやご家庭の情報共有をして、その支援の方策を検討したり、また、今申し上げた4者にさらに主任児童委員の皆様方や社協等も加わって、子育て支援連絡会、みんなと子育てしちゃおう会も毎月開催しておりまして、親子で楽しめるイベントの企画・実施や子育て情報誌の発行なども行っているところではございます。

目標数値としまして、子育て支援連絡会のメンバーに対するアンケートで、「子育て支援室が児童虐待の早期発見・防止のために相談と連携の機能を果たしている」と答えた割合が目標80%に対して93%の回答をいただいているところではございます。

すみません、以上、30年度の取組についてご報告させていただきました。

続きまして、先ほど、後ほど詳細をご説明させていただきますと申し上げました大阪市子どもサポートネット事業についてご説明させていただきたいと思います。

前にすみません、映っている資料は、本日はおつけしておりませんで、添付資料の中に黄色い裏表のチラシ、A4のチラシがございまして、こちらが区内の小中学校各ご家庭にお配りしたチラシでございます。すみません、今からの説明は前のほうのパワーポイントを御覧いただけますでしょうか。

こどもサポートネット事業でございます。

この事業の発端となりましたのが平成28年度に子どもの生活に関する実態調査という調査をいたしまして、おおよそ大阪市内9万世帯のアンケートをいたしまして、その結果、相対的困窮度の高い世帯につきましては、子育て、教育、福祉、健康、就労などの複合的な課題を抱えている。一方で、そういった課題を抱えていながら、さまざまな制度があるにもかかわらず利用していない家庭がある。

そこで、課題を抱える子どもと子育て世帯のさまざまな課題を発見して、学校と区役所と地域が連携して総合的な支援が必要であるということから、まず学校がそういう課題のある

家庭を発見しまして、それを区役所と地域が連携して必要な制度につないでいこうということで、昨年度よりこどもサポートネット事業というのがモデル7区で実施されることになりました。

真ん中に子育て家庭の絵がございますけれども、左側に教育分野のサポートということで学校のサポート、右側に保健福祉分野のサポートということで区役所のサポート、下からしっかりと支えていただくということで、地域からのサポートということで、3者のサポートによって課題のある家庭に必要な支援につないでいこうというものでございます。

その事業の流れなんですけれども、前の図の左側の学校という図がございますが、まず学校の中で気になるお子さんについて見つかりますと、学校だけの対応で済むものであればそれでいいんですけれども、やはりそこは区と連携して福祉的なサポートが要ることになれば、話し合いをしましてどういったサポートが必要かということの方針を決めてまいります。これはやはり福祉の課題ということになりますので、そのご家庭が課題があるということをご認識いただいている場合とそうでない場合がありますので、急に、このサポートをするためにこどもサポート推進員やスクールソーシャルワーカーという新しい人員を配置しているんですけれども、突然、何かサポートしましょうかというふうには行けませんので、まず学校からこういう制度があるけれども、相談してみませんかというようなお声をいただいて、了解を得たご家庭についてはそういう支援に取り組んでいくということになっております。

そのスタッフとしまして、新たに区に配置されましたのがこどもサポート推進員とスクールソーシャルワーカーでして、保健福祉制度や地域の支援情報をよく知る非常勤ですけれども、区役所の職員でございます。学校と連携していろんな制度が使えるかを考えて、希望をまず受けて家庭訪問等により必要な支援をつないでいきます。先ほども申し上げましたように、秘密を守るといいますか、守秘義務を持ったチームで対応させていただきます。

まず、学校での気づきということで具体的には、スクリーニングシートということでさまざまな項目で学校が、例えば休みがちである、不登校である、忘れ物が多いとか、少し服装が乱れているとか、いじめがあるというような状況、例えば家庭の状況で、ちょっと家庭環境が気になるなとか、虐待がちょっと疑われるなというような観点ですとか、あと、保健室に頻繁に来ているとか、例えば虫歯等があってその治療がきっちりされていないとか、さまざまな観点から学校がスクリーニングシートというもので課題のあるお子さんのほうをまず見つけてまいります。

それをもとに学校の中で、校長や教頭、担任、あと養護教諭ですとか、生徒指導の主事などが話し合って学校で必要な対応を決めます。学校だけで対応が難しいということになれば、一番下ですけれども、区役所等と連携をする次、スクリーニング会議Ⅱというところに進んでまいります。スクリーニング会議Ⅱでは、先ほどから申し上げました区の事業のために配置されましたこどもサポートのスクールソーシャルワーカー等が中心になりまして、どういった対応をしていくかということを学校、下の枠にございますが、学校のメンバーと区役所のメンバーが話し合って、必要な見立て、アセスメントをしてまいります。

例えばこのお子さんにはスクールカウンセラーからまず話を聞いてもらおうとか、例えばご家庭、お母さんには、じゃ、こどもサポート推進員のほうからアプローチしてみようかという個々のケースに沿った対応を決めてまいります。

実際、昨年度から実施しまして、その実施状況なんですけれども、スクリーニング会議Ⅱの実施状況が小学校10校、中学校4校が開催しております。検討したケースが小学校77、中学校38、計115ケースのうちさまざまな、1ケース、別に1つの支援状況、1つの支援というわけではございませんので、使えるいろんな支援をご提供というか、こういうことがありますよとお伝えしたケースがそれぞれ205と59で、それをうまく使っていた数というのが小学校143、中学校39で、結果としまして115ケースのうち、解決・好転に至った数が計59例、約半数が解決・好転に向いているというところでございます。

先ほどから申し上げているさまざまな支援というのが、じゃ、どういうものがあるかなんですけれども、教育に関するものでしたら、これは従前からあるものなんですけれども、就学援助制度ですとか、今、大阪市全体で実施しております塾代助成事業、また、土曜教育相談や居場所であるエルカフェ、あと福祉に関するものでしたら、さまざまな手当ですとか、あと区の子育て支援室に配置されております家庭児童相談員が個々のご相談に応じるものであったり、あと、子ども自立アシスト事業という事業がございます。あと、今後はまた地域のほうにさまざまなサポートをご相談させていただきたいところなんですけれども、地域にいらっしゃる民生委員や主任児童委員の皆様の普段からのいろんなご相談に乗っていただいていることにつながさせていただくとか、今幾つかの地域で居場所を作っていただいていますので、そういうところにつないでいくというところを支援として想定しているところでございます。

今、1つ支援の中で申し上げました子ども自立アシスト事業なんですけれども、これは生活困窮者自立支援事業の中の一つなんですけれども、主に中学生を中心に高校進学に向けたいろんな相談ですとか、マンツーマンでの学習支援というものもこども自立支援員というも

のが対応しております、昨年度、実際にこの事業を使った事例がございまして、こちらなんですけれども、不登校ぎみであった生徒が、この写真が後でまたご説明させていただきます。市岡中学校の中にできた新しい居場所で、マンツーマンで学習の支援のサポートをこの自立アシスト事業を使って受けているんですけれども、不登校ぎみであったお子さんなんですけれども、推進員やスクールソーシャルワーカーが面談を重ねる中でこの事業を使うことを勧めることによって、不登校から学校に来ることができるようになったということですとか、あと、下も同じこの事業を使った例なんですけれども、こちらは母子家庭で、さらにお母さんが外国籍の方で病気がちというところで、なかなかお子さんのほうの支援というか、できないという中で、さらにお子さんが不登校でしたので、こちらのほうにもこの事業を使っていたくことを勧めたところ、子どもさんは楽しい、もっとこの事業を使って学習していきたいという前向きな意欲につながっているところでございます。

また、今の2つは中学校の事例なんですけれども、こちらは小学校の事例なんですけれども、不登校であってひとり親のご家庭について、お母さんのほうも就業されていなかったのも、お母さんのほうはひとり親の家庭の相談先としてクレオ大阪とか、愛光会館をご紹介することで資格の取得につながりまして、さらに今、就職に向けて取り組んでいらっしゃいます。お子さんのほうも不登校ぎみでしたけれども、少しずつ登校状況は改善しているというところが昨年度の取組としてご紹介させていただきます。

こどもサポートネット事業の成果ということで、まだ1年度だけの実施でございますけれども、スクリーニングシートというもので学校も、当然学校は今まで子どもさんの状況というのはいろんな方面から把握はされていたんですけれども、やはり教員の方の経験等によって少しそこにムラがあるではないですけれども、難しいところが一定、一律の項目が明確にされたことで、子どもの変化の確認とか課題を共有して、学校全体でそこを共有できるようになったということ、学校だけで対応が難しかったことが区役所と連携することでつながっていった、さまざまな改善につながっているということ、新たなこのための事業のために配置されたスタッフ等の連携によって福祉制度の利用につながったというような成果が出ているところでございます。

ただ何分まだ1年度だけの事業実施でございますので、今後の展開といたしましては、さらに学校と区役所の連携を強めて本事業を進めていくということと、今増えております児童虐待のほう、児童虐待の子どもに関しましても、かなりリスクの高い例ではなく、ネグレクトで児童虐待の中でも比較的軽度なものについては、この事業を活用することで適切な支援

を図っていきたいと思っているところです。また、地域資源、地域と連携させていただいて必要なサポートにつなげていければと思っています。

その中でご紹介させていただきたいのは、本日おいでの委員の方々もかかわっていて、積極的に今、地域の中で居場所を作っていただいておりますが、田中地域田中食堂や磯路地域のいそじ〜らんど、築港地域のカレーハウスというような地域の中の居場所を作っていただいていますので、今申し上げたような子どもさんやご家庭、やはり地域の中で孤立しがちですので、こういうところを一つの居場所として地域とつながっていただいて、見守りをしていただければと思っているところでございます。

あともう一点、こちらが先ほど自立アシスト事業のほうが実施されているという市岡中学校の中で居場所ができておりまして、こちら、本日おいでの委員の古島委員のほうも積極的にいそじ〜らんどと連携した形で中学校の中で居場所を作っていただいて、はとばカルッチャという子どもが大きな荷物、悩みをこの波止場で荷物をおろしてゆったりと過ごせる場所ということで、学校の中で作っていただいております、こちらは地域と学校とNPO法人ペアロードさんというNPO法人の3者の連携で運営されておりまして、こちらのほうには主任児童委員の方もボランティアで協力いただいているところでございます。

すみません、以上、ご説明させていただきます。

○大西議長 どうもいろいろとご説明ありがとうございました。

この今説明いただいた項目というか、30年度施策・事業、それから31年度の取組について、何かご質問のある方は挙手をしてお名前を言ってから発言をお願いいたします。

どなたかご質問ございませんか。

私は、今、議長をおろさせていただいて一委員としての感想を申させていただきます。

非常に多くの事業、取組をしていただいて、そのうち一部検診とかいろんなところで目標の達成をできなかったところもありますけれども、おおむね取組の目標を上回るよい成績が出ていたんじゃないかと思っています。

なお、この目標というか、取組をするに当たってできるだけいろんな情報を通じて広報みなどとか、区民の皆さんにこういう行事もやっているんですよというような一般の区民の方に、こういう事業もあります、これはこういうような効果を上げておりますというようなことをひとつどんどん発信していただけるような方法をとっていただければますます区民のいわゆる役所の取組に対する協力、その他も増えてくるんじゃないかと思うんですが、またひとつそういうことで、ひとつ今後ともご努力いただきますようお願いいたします。

それでは、議長に戻りまして、何かほかございませんか。

ないようでしたら、それでは、続きまして、3のその他の行事、その他の議題ということで事務局からご説明をお願いします。

○中村保健福祉課長　そしたら保健福祉課のほうから何点かご意見等いただけたらということで、実は事前にたくさん資料をお送りさせていただいた中で、平成30年度の港区の地域支援調整チーム会議からの要望というのが福祉部会の委員の皆様には送らせていただいております。事前にご意見をいただきたいということでお願いはしておったのですが、とりあえずご意見等はなかったわけなんです、これ、実は今年の3月、例年通りでしたら30年度の3回目の区政会議があつて、そこでご意見をいただくというような形だったんですけども、3月に開催されませんでしたので、区の考え方なりを記載いたしまして、委員の皆さんに一度見ていただきたいという趣旨で送らせていただきました。この場でどうかということはあるんですけども、何かご意見なりいただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

○大西議長　アンケートあるいは皆さんの提案ありましたら、この区政会議もそうそう、毎回どんどん開かれるわけでもございませんので、この機会に提案がありましたらどんどん申し出ていただきたいと思います。

私のほうからひとつお尋ねしたいんですけども、1階に改善箱というのがありますよね、目安箱的な。あれはいわゆる区役所の一般の事務とか何とかなのほうのご意見箱ですか。それともあそこへ区政に対する提案、意見もどんどん入れていいわけですか。

○藤田総合政策担当課長　すみません。広報広聴担当でございます。私、総合政策担当、藤田でございます。

ご意見箱ということで置かせていただいております、いただいた意見については、また回答を掲出させていただいておりますが、特に何かこういうことというよりも、幅広く区政の全般にかかわることでも何でも結構でございます。接客態度が悪いとか、そういうこともございますけれども、いろいろ幅広くお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西議長　ということでございますので、皆さん方も区政会議が非常に間隔が長いものですから、その間のご意見、あそこにご意見箱に入れてもらってもええし、また、総務のほうにもファックスなり何かで送ってもいいわけですね。

○筋原区長　はい。改善箱もありますし、市民の声という制度もありますんですけども、

皆さん区政会議の委員ですので、関係なしにいつでもおっしゃっていただいたら、それは全て区政会議の委員の皆さんのご意見ということで、正式なご意見という形で承りますので、区役所へ直接、いつでもおっしゃっていただいても結構でございます。

○大西議長 委員の皆さん、そういうことでございますので、何か提案、その他ありましたらどんどん提案していただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

○眞田委員 民生委員のほうから出ています眞田でございます。

11ページの地域包括ケアシステムの構築というところを探していて、今やっと出てきたので質問させていただきますが、在宅での緩和ケア、看取りは可能であると思うという、55%となっていますが、これは目標だと思うんですが、最近、高齢者が住んでおられるところで私が携わっているところは、2人ともが介護を受けておられるんですが、ケアマネさんに対する質問が多くて大変に困っておられたんですが、それを私が仲介としてケアマネさんとの間をしていたんですけれども、支援とか、サービスというのが24時間介護をできるということでそれを期待していたのに何もしてくれないということでされていたらしいんですけれども、サービスというのは私たちのほうから提供するんでなしに、ケアマネさんに対して求めたらいいと思って、私はケアマネさんのほうへお願いしていたんですが、それが最近行ってみますと、どちらかが子どもさんが遠くにいてられるので、そちらのほうのどこかに入所されたかどうかで2人ともいなくなっておられたんです。だからサービスをどこまで利用するというのは、これは包括なんでしょうか。どっちのほうへ連絡したほうがよかったのかなと思ひながら。

○橋本保健福祉課長代理 すみません、保健福祉の橋本です。

そうですね、介護保険につきましては、まずケアマネさんが全てのプランを決めますので、わからなければ包括のほうにご連絡いただければ、包括のほうからまたこのケアマネさんがついているということを把握していますので……。

○眞田委員 ケアマネさんはわかっているんですね。

だからケアマネさんと話をしながらこの人にできるだけサービス、無理なサービスもいっぱい要求されるんですけれども、それを不安を取り除いてほしいなと思って一応連絡したんですけれども、余りにも毎日毎日要求があるのでというあれは聞いていたんですけれども、それがいつの間にか2人ともいなくなつて、近所の人に聞くと子どもさんが引き取つて遠くのほうへ行かれたとか。

○橋本保健福祉課長代理 高齢の方のそういうふうな総合的な相談につきましては、包括のほうにそれぞれ圏域は違いますけれども、港区包括、南部包括のほうにご相談いただくというふうな形で、また役所のほうも必要であれば一緒に対応というんですか、支援のほうはしてまいりますので、まずは包括もしくは近くのランチのほうにご連絡いただけたらいいと思いますので、よろしくお願いします。

○眞田委員 だから看取りは可能であるというのはちょっと、どこまでがどうかなと思いがら。

○中村保健福祉課長 在宅医療・介護連携というものの趣旨なんですけれども、これから2025年問題とか、団塊の世代がみんな後期高齢者になりますというような超々高齢社会になってくると、今の医療機関、今ほとんどお亡くなりになる方、うちの親もそうですけれども、病院で亡くなる方が圧倒的に多らしく、事故とかも含めて亡くなる7割ぐらいの方が病院でお亡くなりになると言われています。それが高齢者の人がお亡くなりになって、どんどんお亡くなりになるというような状況のときに、病床自体が日本全国の病床を集めてもそれに追いつかへんような状況になってくると。

ですから、医療機関としては医療を尽くして、これ以上入院の必要がないという判断になった方には在宅に戻っていただくというような考え方に国はなってきています。

ただ我々の世代といいましたら、お亡くなりになる方はほとんど病院で亡くなるのが普通みたいな世の中になっておりますので、我々、子どものときはおじいちゃん、おばあちゃんは家でそういえば亡くなってはったなというのはあるんですけれども、そういうことでないと医療も破綻してしまいますし、介護にかかる方がどんどんどんどん増えていくと、介護保険のほうも破綻してしまうというような状況になってきますので、病院から退院された方が安心して在宅で生活していただける体制づくりをしていくということと健康な方はもっともっと健康になっていただいて、できるだけ元気で長生きをしていただくというようなところでございます。

そういった考え方の中で、病院で入院の必要がありませんとなった方には、お家に帰ってもらって、通院なりお医者さんに来ていただいて治療が必要な方はそういった形になると。そういう時代が来ているというところなんですけれども、今の感覚でいいましたら、病院でやっぱりというのが普通みたいな感じになっていきますので、なかなかご理解をいただくのが、若干上がっては来ておるんですけれども、まだまだ率が低いというようなことになっております。

○筋原区長 短いセンテンスで、文書で在宅での緩和ケア、看取りは可能であると思うという、ずばっとここだけでいうと、それは無理やろうというふうに普通は思うので、もうちょっと説明が要りますし、それで実際に私も自分自身、親族とか家内も、妻も含めての親とか看取ってきたんですけれども、現実問題としてはやっぱり要介護４とか、それ以上にされたら到底無理、家では無理ですし、もうちょっと条件ですね。わかりやすい表現に工夫したほうがええかなと。あるいはできるだけ在宅での緩和ケア、看取りについて努力しようと思うとか、ちょっとここは工夫の余地があるかなという感じはしております。

○眞田委員 私は一応民生委員として相談を受けたので、この看取りまで責任を持って見なあかんのかなと思う、気があったので、２人ともいなくなられたのでちょっとどうしたものかと心配していました。わかりました。

○中村保健福祉課長 そこまで求めるものではございませんので、すみません。

○大西議長 どなたか。

○古島委員 磯路地域の古島です。

ひとつお聞きしたいんですけれども、保育所の待機児童がいてはるので小規模保育事業の事業主を公募すると書いてあって、今の民生委員さんの話に続くんですけれども、じゃ、こういう問題が上がってきたときに、看護型の小規模多機能型看護事業所みたいなものが堺とか郊外とかにはちょっとずつ見えているんですけれども、港区で事業主を募集するところはないんでしょうか。教えてください。

保育所は待機児童がいることで小規模保育事業の実施、事業主の公募しようと思っっていますというお話をされたんですけれども、今の看取りですよ。看取りに続く部分で郊外のほうには訪問看護事業所のほうが小規模多機能型訪問看護事業所というのを作っていて、今日は預かっていただける、今日は先生にお願いする、今日は看護師さんを派遣するみたいなことをやられているんですけれども、港区ではそういうものの動きはないんですかという質問です。

○中村保健福祉課長 すみません。行政としてそういうのを今誘致しようというような動きにはなっていないというのが正直なところです。

○大西議長 ほか、どなたかありませんか。

香山先生、何か、早速ですけれども。

○香山委員 港区は在宅医療も充実してきておりますので、在宅専門のクリニックもできておりますし、いろんな先生も在宅医療をされておりますので、看取りに関しては問題なくこ

このお家へ行くという分では問題ないかと思いますが、ただ施設へ行くということになりますと、施設で看取りが実際できるかどうか、それは施設の職員によります。

例えば特別養護老人ホーム以外の施設では、ほとんどのところでは看取りをしておりません。実際それはドクターがいないのでできないんですね。特養ですね、特別養護介護施設、ここではドクターが全常駐していますし、夜は当直帯という感じでいませんが、担当の先生がおられますので看取りはしております。施設での看取りというのが限られているということで、実際は本当は施設で看取りをしてもらいたいんですが、それが今できない状態です。施設でも対応できないところは病院へ入院してもらってそちらで看取りというような形になっております。

ただこれから高齢者が増えてきた場合にそれが実際にキャパシティとして病院ができるかどうかというのは今後問題になってくるかと思います。在宅での看取りはそういう診療所がある程度増えてきておりますし、訪問看護とか、ヘルパーさんも充実してきていますので、問題なくこれからもできるかとは思いますが、施設での看取りを充実していただきたいとは思いますが、これは施設の問題でありまして、なかなか実際は難しい問題があると思います。

以上です。

○大西議長 どうもありがとうございました。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、事務局のほうに。がん検診がいつも低率というかあれなんですけれども、このがん検診はいわゆる、僕らもがん検診とか、胃がんとか肺とか案内はいただくんですが、それがやっている場所はここでやっているとかいろいろありますわね。僕はもうほかに医者にかかっているのもそっちで全部やってもらっていると、そういうのは数字には入っているんですか、入っていないんですか。

○太田保健福祉課長代理 保健福祉課長代理の太田と申します。

大阪市と契約をいただいております医療機関さんで実施をされた場合は、この数字には入ってきます。ただ今回目標にさせていただいているのは、保健福祉センターでの実施分だけです。ここには当然反映されていませんけれども、港区全体で受診率、かなり低い、3.何%、かなり低いんですけれども、そちらの実績には受託いただいている医療機関さんで実施された場合は反映させていただいています。

○大西議長 それは医療機関登録されているところで受けた分はここに反映されている。

○太田保健福祉課長代理 はい。

○大西議長　そしたらこれがいわゆる区外とか何とかで受けたらこれは反映していませんわな、それでもいける。

○太田保健福祉課長代理　市内の委託医療機関で受診されたら反映されます。

○大西議長　それは市でいっているから反映されているわけ。

○太田保健福祉課長代理　そうですね、居住区の実績に反映されているということになってきます。

○大西議長　はい、どうも。いや、僕も全然そんなん受けていないので、他の病院で受けているから、これはその分が入っていなければ低いなと思うておったんですけれども、低くて当然やね、そういうことなら。ありがとうございました。

そのほかに何かございませんか。大分時間も経過してまいっているんですが。

ないようでしたら、事務局のほうから連絡、報告事項を。

○中村保健福祉課長　本日の配付資料の中にA3のこういうエクセルで裏表になっている資料がございます。

これは地域保健福祉に関する各機関の取組予定、令和元年度のタイトルをつけていますけれども、少しご説明をさせていただきます。

この資料は、平成28年度の10月19日にこの区政会議の福祉部会におきまして、当時の委員であられました歯科医師会の丹田様から各関係機関の地域福祉、保健に関する取組を資料としてまとめ、共有できるようにしたらどうかとご提案がありまして作成したものでございます。

作成に当たりましては、関係先に照会をかけさせていただいたもの、また資料を提供いただいたものがほとんどでございますけれども、私が調べて書かせていただいたものもございしますので、あくまでご参考として御覧になっていただければと思います。

ただ一つ、この表面が港区役所と3師会の取組、裏面が地域包括支援センター、社会福祉協議会、それから障がい者の支援機関、子育て支援機関というふうにさせていただいているんですけれども、一番上の会議のところを見ていただくと、いろんな機関が同じ会議に参加しているということがわかるかと思います。最近の複合的な福祉課題、これに対応するために区役所はもちろんなんですけれども、高齢の支援機関、障がいの支援機関、子育て支援機関がそれぞれ、また医療機関のほうも医師会の先生、歯科医師会の先生、薬剤師会の先生、いろんな方にご参加いただいて、そういった課題を解決しようとする動きになっておるといのが少しは読み取れるのかなと自分で作りながら思ったところです。港区、いろんな機関

が協力し合ってこういった形でいろんな課題の解決に動いておりますので、今後ともいろいろこの区政会議でもご意見をいただきまして、よりよい方向になりますようにご意見をいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○大西議長　どなたか何かご意見よろしいですか。

それじゃ。

○藤田総合政策担当課長　それでは、その他ということで、一番最後になるんですけども、総合政策担当課長の藤田と申します。

資料の後ろのほうを御覧いただきますと、アンケートが2種類ございまして、これをお願いしたいと思っております。おわかりでしょうか、資料の後ろになりますけれども。

1つ目なんですけれども、港区の区政会議福祉部会に関するアンケートというものでございます。

例年、昨年の第2回目の区政会議でもお願いしたものなんですけれども、皆様方の任期が今年の9月30日で終わることになりますので、それに任期終了ということに先駆けまして、同じ性格のアンケートでございしますが、今回実施させていただきたいと思っております。

福祉部会につきまして、いろいろ簡単ではございますが、表裏を御覧いただきますといういろいろ書いてございますので、丸とか自由意見記入欄でございますので、ご記入いただけたらと思っております。

ただ本日お書きいただくこと、必要もございませんで、できましたらすみません、次に7月2日のほうに全体会議がございます。7月2日の全体会議、皆さんご出席いただきますようお願いしたいんですけれども、そのときに持ってきていただいても結構でございますし、あるいは郵送とかファックスとか、そういうことで港区役所の総務課のほうにご提出いただいても結構かと思っております。送付先とかファックスにつきましては、事前送付資料の1枚目のところで私の名前を書きまして、区政会議委員の皆様方ということで書いておりますものがございます。その資料の下のほうに送り先等も書いておりますので、よろしくお願いいたします。これはアンケートの回答率のほうも評価の対象になってまいりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

次、2つ目のアンケートでございます。港区の区政会議の構成に関するアンケートというのがございますので、御覧いただきたいと思います。おわかりいただけますでしょうか。

これは今回初めて実施させていただくものでございます。皆様、十分ご存じかと思えます

が、7月2日に全体会議ということで区政会議の本会議が予定されております。これにつきましては、今の区政会議、3つの部会で運営しているんですけれども、それぞれ3つの部会に加入しておられる皆様方全員が参加いただきましていろいろご意見を賜るという本会議に相当するものでございます。ところがこれは、今ご出席いただいております各部会につきましては、大体15から18名ぐらいで運営させていただいております、活発にご意見とかいただいているということなんです、全体会議ということになりますと、数が50名の方が一堂に会していろいろご意見をいただくということになります。そうしますと、私どもといたしまして一人一人のご出席いただいた方にご意見をできるだけいただいて活発に意見交換したいんですけれども、なかなかそういうこともこれだけ数が多くなりますとできません、できるようにするのが難しくなりますし、また、余り数が多過ぎると意見も言いにくいというようなこともあるということではないかなというふうに考えております。

それで、ひとつ考え方なんですけれども、この全体会議の数を絞らせていただいたらどうかと考えておまして、20から30ぐらいに絞ったらどうかと考えております。そうしますと、全体会議というのは、区政会議の委員の皆様方にご参加いただいておりますので、区政会議の委員数を絞っていくということになります。地域活動協議会から参加している11名の方については、これを削減するということはできないと考えておりますけれども、各公募の方とか、団体から来られている方の数をある程度絞っていくということになります。

そうしていきますと、必然的にそのままでは各部会に参加いただく方も減ってしまうんですけれども、できるだけ部会につきましては今までの数を維持したいと考えておまして、そういうことでまずはご意見をいただきたいと思います。全体会議の委員数についてとか、どのぐらいの人数がいいとか、部会の委員数、それから全体会議についてのご出席についてのご意向とかあるかどうかとかも含めて聞きたいと思っております。

裏をめぐっていただきますと、試案に対するご意見というのがありまして、これは別紙のほうを御覧いただきたいんですけれども、先ほど申しましたように、全体会議を縮小するんですけれども、部会の数は維持いたしまして、今までと同じように活発なご意見をいただける場にしていきたいと考えておまして、考え方として案の1と案の2というのを提示させていただいております。

案の1につきましては、区政会議の委員数のところを減らしていくんですけれども、部会につきましては、区政会議委員という肩書で参加していただく方は減ってしまうんですが、全体を15から18にするためにいろいろな団体から来られている方や区民につきましては、引

き続き募集をさせていただきまして、区政会議委員の肩書はなくなるんですけれども、同じように意見を賜る場ということとしていきたいということでございます。この案の1につきましては、区政会議自体が条例とか市の規則で規定されておりますので、基本的には今までと同じような区政会議の中の一部という部会という位置づけになります。

裏のほうを御覧いただきますと、案の2ということで書かせていただいておりますが、同様に区政会議自体の委員の数を減らすことによりまして全体会議の数を減らしていくんですが、案の1と違いますのは、各部会につきましては、区政会議としては廃止させていただきますけれども、新たにそれぞれこども青少年、防災・防犯、福祉につきましては、それぞれ今までと同じような形で広くご意見をいただける一つの条例外の場として会議を設けていくということでございます。

そういう形といたしまして、15から18ぐらいでいきますが、この案の2の場合も区政会議の方にはそれぞれ入っていただきますし、区政会議委員以外の方についてもそれぞれ専門委員という立場で入っていただいてご意見をいただきたいと思いますと思っております。

案の1と案の2の違いなんですけれども、案の1はどうしても区政会議の一部ということでございますので、条例とか規則ということに縛られたような形になりますので、会議録の作成とか、それから公開原則とかいうようなものが適用されていくということになります。案の2につきましては、区政会議としては廃止いたしますので、どちらかという自由ないろいろな要綱を設けることなどいたしまして、例えばラウンドテーブル的にご意見をいただくというようなことも可能であるというふうに考えておりまして、できましたらこの案の1、案の2ということでもご意見をいただけたらと思っております。

これなんです、できたら本日ご記入いただけるとありがたいと思っております、7月2日の全体会議までにご意見を集約して、一旦また全体会議でご意見をいただきたいと思いますと考えております。ただ本日、時間も遅くなりましたので、家に帰って書きたいとか、それぞれ団体さんから来られている方は、他の方に相談する必要があるかもわかりませんので、そういう場合はお持ち帰りいただきまして、郵送でできましたら6月27日までに送っていただけたらと思っております。お帰りの際に封筒をお渡しいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません、以上です。

○大西議長 どうもありがとうございました。

あと、事務局、連絡はもうよろしいですか。

それでは、皆さん、どうも長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

今後、いろんな問題等あろうかと思いますが、よりよい住みよい港区、住んでよかった港区と言えるように我々も皆、区民のためにひとつよい提案を今後ともよろしく願いをいたします。そしてまた、事務局、役所のほうもそういう趣旨に沿ってひとつ今後ともご努力をいただきますようお願いいたしまして、閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。